

フランスの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

フランス共和国（以下「フランス」という）の法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。フランス法は、ローマ法並びにフランス全土の慣習法及び封建法を起源とするが、フランス革命時に啓蒙思想の影響を強く受ける等の独自の発展を遂げてきた。とくに、ナポレオンが主導して、民法典、商法典、民事訴訟法典、刑法典、治罪法典の5つからなる「ナポレオン法典」が制定されたことは画期的であり、近代の諸外国にとっての模範となった。フランス法は、ベルギー、ルクセンブルク等のヨーロッパ諸国の他、カナダのケベック州、米国のルイジアナ州等の法制度に大きな影響を与えてきた。フランス法は、ボアソナードを通じて、日本の旧民法及び旧商法の制定にも大きな影響を与えたが、日本ではいわゆる「法典論争」が起こり、旧民法及び旧商法の施行は延期された。しかし、フランス民法は、日本の現行民法にも、さまざまな点（例えば、成年の無能力についての規定の改正）で大きな影響を与えたといわれている²。

フランスにおいても、講学上、「公法」と「私法」の区別がなされている。但し、日本とは異なり、「私法」には民法や商法だけでなく、民事訴訟法（民事上の権利実現の手段であるため）や刑法（私法秩序を補完するものであるため）も含まれると考えられている³。

II 憲法

1 統治機構

フランスの憲法（第5共和制憲法典）は、立法権、執行権（行政権）及び司法権のそれぞれが、独立し、かつ相互に抑制するという権力分立の制度を採用している。

とはいえ、上記の3つの権力が対等というわけではなく、伝統的には、立法権優位の考え方が強かった。これは、ルソーの『社会契約論』の影響から、直接選挙によって選ばれ

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 「日本民法典に与えたフランス民法の影響」（星野英一著、『民法論集 第1巻』所収、有斐閣、1970年）、「フランス民法典の日本に与えた影響」（星野英一著、『フランス民法典の200年』所収、有斐閣、2006年）。

³ 『フランス法 第4版』（滝沢正著、三省堂、2010年）290～291頁。

た者からなる議会こそが、一般意思を体現していると考えられたためである⁴。しかし、現在の第5共和制憲法典においては、大統領（Président de la République）の権限が強化されており、大統領と国会（Parlement）が政治的実権を分有する体制となっており、大統領と政府（Gouvernement）に関する規定が、国会に関する規定よりも先に位置づけられている⁵。とくに1962年の憲法改正により、大統領が直接選挙により選ばれるようになったことは、大統領の民主的正当性を強化することとなった。現在、大統領の任期は5年であり、2期を超えることはできない（6条）。

執行権は、首相及び大臣により構成される政府に属する。首相は大統領が任命する（8条）。政府は、国会に対して責任を負う（20条3項）。政府は「オルドナンス」（ordonnance）の制定権限を、また、首相は「命令」（règlement）の制定権限を有する。「オルドナンス」とは、政府が、国会から「授権法律」（loi d'habilitation）によって定められた期間、本来は国会が法律で定めるべき事項について制定する法規範である。当該期間経過後は、国会に追認の法律案が提出されない限り、オルドナンスは失効する（38条）。「命令」の代表的なものは、執行権の一内容として首相が「デクレ」（décret）という形式で制定する法規範である（21条1項）。また、大臣は、「アレテ」（arrêté）という行政決定を制定することができる。

立法権を担う国会は、「国民議会」（Assemblée Nationale）と「元老院」（Sénat）から構成される（二院制）。国民議会は、不信任動議の可決により、政府の責任を追求することができる（49条2項）。政府構成員は、国会議員と兼職することはできない（23条1項）。

フランスでは、伝統的に、旧体制（アンシャン・レジーム）における高等法院（Parlement）への反発から裁判所への不信感が強い傾向がある。フランスの裁判所は、憲法裁判所である「憲法院」（Conseil constitutionnelle）⁶のほか、大きく分けて、司法裁判所と行政裁判所がある。司法裁判所としては、少額事件等を管轄する「小審裁判所」（Tribunal d'instance）、民事事件一般の第一審等を管轄する「大審裁判所」（Tribunal de grande instance）、商事事件及び倒産事件等を管轄する「商事裁判所」（Tribunal de commerce）、労働契約紛争事件等を管轄する「労働審判所」（Conseil de prud'hommes）、それらの上訴審を管轄する「控訴院」（Cour d'appel）、それらの破棄申立て事件等を管轄する「破毀院」（Cour de cassation）等がある。この「破毀院」は、法の解釈を統一するという目的のための法律審裁判所であって、事実審裁判所ではないとされている。行政裁判所としては、行政事件一般の第一審等を管轄する「地方行政裁判所」（Tribunal administratif）、その上訴審を管轄する「行政

⁴ 滝沢・前掲書 124 頁。

⁵ 滝沢・前掲書 127 頁。

⁶ 憲法院による違憲審査には、①「法律の採択から審署の間」という立法過程の最終段階における抽象的事前審査、及び②「法律の施行後」に生じた具体的な訴訟事件の過程において、「優先的憲法問題」を判断するという抽象的事後審査の2つがある。「フランス憲法院への事後審査制導入 —『優先的憲法問題 question prioritaire de constitutionnalité』」（今関源成著、『早稲田法学 85 巻 3 号』所収、2010 年）22 頁。

控訴院」(Cour administrative d'appel)、その上告審を管轄する「コンセイユ・デタ」(Conseil d'État)⁷等がある。コンセイユ・デタの判決に対しては、さらなる上訴はできない。

裁判官は、検察官とともに、いわゆるキャリア・システムがとられ、定年まで勤務を継続するのが通常である。裁判官と検察官の間の人事交流は活発に行われている。

2 人権

第5共和制憲法典には、一部のわずかな例外を除き、具体的な人権規定が置かれていない。しかし、第5共和制憲法典の前文において、1946年の第4共和制憲法典により確認・補充された1789年の人権宣言がなお有効であることが謳われている。

第5共和制憲法典に規定された人権としては、法の下での平等と信条の自由(1条1項)、投票の平等(3条3項)、恣意的な抑留の禁止(66条1項)、死刑の廃止(66-1条)等がある。

3 法令及び判決例

フランスの法令には、①憲法(Constitution)、②法律(loi)、③オルドナンス(ordonnance)、④命令(règlement)等がある。フランスでは、伝統的に、実定法の解釈が重視される傾向がある。これは、実定法こそが、個人主義、自由主義を体現していると考えられているためである。

但し、フランスでも、実務上、判例は重要視されており、とくに破毀院の原理的判決は実質的に法体系の一部を構成する。しかし、判例はあくまで法解釈にすぎないのであり、法律と同様の意味での法源性は認められていない。

法令及び判決例を調査するための情報源としては、以下のものがある。フランスでは、日本における「六法全書」に相当する出版物は無いが、分野別に主要な法令及び判例要旨をまとめて編集した「Petis codes Dalloz」⁸という赤い表紙の法令集シリーズ等がある。法令及び判決例をインターネットで調査するためには、「Legifrance」というフランス政府の公式ウェブサイト(<http://www.legifrance.gouv.fr/>)がある。

4 欧州連合の影響

フランスにおいても、近時、さまざまな法分野で、欧州連合(U.E., Union européenne)の影響を強く受けるようになってきている。例えば、1990年代に行われた憲法改正のいくつかは、欧州統合のためのものであった。また、欧州連合域内の経済統合により取引法の調和の必要性が叫ばれ、欧州契約法典を制定しようとする機運が高まっている。このことは、

⁷ 「国務院」と訳されることもある。法制局と行政最高裁判所を兼ねた国家機関である。『アクセスガイド外国法』(北村一郎編、東京大学出版会、2004年)の「フランス」の部分(北村一郎著)94頁。

⁸ <http://www.librairiedialogues.fr/collection/petits-codes-dalloz/64/>

フランスの民法典、とくに債務法の改正の動きに影響を及ぼしている。

Ⅲ 民法

1 民法典の体系

フランス民法典（Code civil）の体系は、「人」、「財産」、「財産取得」の3つに大別するという「法学提要方式」又は「インスティトゥティオネス（Institutiones）方式」と呼ばれるものである。これは、ドイツや日本の民法が採用する「パンデクテン方式」（共通する法原則を抽出して総則として規定する等の体系化を特徴とする）としばしば対比される。

フランスでは、1804年の民法典が、一部の改正を経ながらも、現在でも基本的に適用されている。「第4編 担保」は、2006年に新たに追加されたものである。

フランス民法典の主な編別構成は、表1のとおりである⁹。

表1：フランス民法典の主な編別構成（2012年6月2日現在）¹⁰

—	序章 法律一般の公示、効果および適用
第1編 人	第1章 民事上の権利 第1章の2 フランス国籍 第2章 民事身分証書 第3章 住所 第4章 不在者 第5章 婚姻 第6章 離婚 第7章 親子関係 第8章 養親子関係 第9章 親権 第10章 未成年者、解放 第11章 成年者、被保護成年者 第12章 未成年者及び成年被後見人の遺産管理 第13章 民事連帯規約、内縁 第14章 暴力の被害者の保護の方法
第2編 財産及び	第1章 財産の区別

⁹ 『フランス民法典の200年』（北村一郎編、有斐閣、2006年）516～518頁、『フランス民法——日本における研究状況』（大村敦志著、信山社出版、2010年）41、110、119、131、156頁、「国際的な民法改正動向を踏まえた典型契約に関する調査研究」報告書の「フランス」の部分（<http://www.moj.go.jp/content/000083170.pdf>）等をもとに作成。

¹⁰ フランス民法典のフランス語原文は、例えば、以下のウェブページに掲載されている。
<http://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006070721>

所有権の諸変容	第2章 所有権 第3章 用益権、使用権、居住権 第4章 地益権
第3編 所有権取得の諸態様	第1章 相続 第2章 恵与 第3章 契約、合意による債務一般 第4章 合意なしに成立する義務負担 第4章の2 瑕疵ある製造物の責任 第5章 夫婦財産契約、夫婦財産制 第6章 売買 第7章 交換 第8章 賃貸借契約 第8章の2 不動産開発契約 第9章 組合 第9章の2 不分割の権利の行使に関する合意 第10章 貸借 第11章 寄託、係争物寄託 第12章 射倖契約 第13章 委任 第14章 信託 第15章 和解 第16章 仲裁契約 第17章 差押え、不動産の売却代金の分配 <第18章と第19章は無し> 第20章 消滅時効 第21章 占有、取得時効
第4編 担保	第1章 人的担保 第2章 物的担保
第5編 マヨット ¹¹ に適用される諸規定	序章 序章に関する規定 第1章 第1編に関する規定 第2章 第2編に関する規定 第3章 第3編に関する規定 第4章 不動産の登録及び不動産に対する権利に関する規定

¹¹ 「マヨット」(Mayotte) とは、マダガスカル島の北西にあるフランスの海外県である。

2 民法典の内容

フランス民法典の内容について、本稿で詳細に記述する余裕はないが、若干付言する¹²。

フランス民法典は、近代的な所有権概念を確立し、意思自治の原則等の個人主義的民法観に立脚する。

フランス民法典には、日本の民法典とは異なり、法人に関する一般的な規定が置かれていない。これは、個人主義、自由主義の見地から、「人」、即ち、自然人重視の現われと捉えることができる。「人」が「財産」をいかに利用するか、「財産の取得」はどのようにするか、といった観点が、上述したフランス民法典の体系を形作っているといえよう。

第2編にいう「財産」(biens)には、動産・不動産といった有体物だけでなく、債権、株式等も含む。

所有権が移転するためには、当事者間の合意のみで足り、他の何らの形式を必要とせず(意思主義)、所有権移転時期は、原則として、合意の時である。但し、不動産所有権の二重譲渡のようなケースにおいては、合意を示す証書を公示しなければ、先の買主は、後の買主に対抗できないとされている。

フランス民法典には、日本の民法典に規定されていない「不動産開発契約」や「仲裁契約」等に関する規定が存在する。また、「請負」や「委任」の概念のように、両法典間で範囲が異なるものがあることに留意する必要がある¹³。

不法行為については、フランス民法 1382 条に、日本民法 709 条と類似した規定がある。即ち、「他人に損害 (dommage) を生じさせる (causer) 人の行為 (fait de l'homme) はいかなるものであってもすべて、過失 (faute) によってそれをもたらした者に、それを賠償する義務を負わせる。」¹⁴と規定されている。

近時は、フランスにおいても、権利の社会性が次第に重視されるようになり、権利濫用 (abus de droits)、附合契約 (contrat d'adhésion)、無過失責任 (responsabilité sans faute) 等のように、従来の原理原則を見直す傾向が生じている。

IV 商法・会社法

フランス商法典は、もともと、ナポレオンの命令により 1807 年に急遽制定されたものであり、当初から不完全なものであったといわれている。その後、急速な経済社会の発展に合わせるため、重要な特別法がいくつも制定されるようになり、商法典に残された重要な規定は商行為法と手形法しかないといわれるまでの状況となった(「商法の非法典化」現象)。

¹² フランス民法典の内容については、『フランス民法——日本における研究状況』(大村敦志著、信山社出版、2010年)が詳しい。

¹³ 前掲・「国際的な民法改正動向を踏まえた典型契約に関する調査研究」86～88頁。

¹⁴ 大村・前掲書 208頁。

そして、2000年のオルドナンスにより、新商法典が制定された¹⁵。

現在、フランスで設立が認められている主な会社は、表2のとおりである¹⁶。

表2：フランスで設立が認められている主な会社

名称	フランス語	説明
有限会社	société à responsabilité limitée (SARL)	社員（出資者）は出資額の限度で責任を負う。社員（出資者）の数は1名から100名まで。金銭出資、現物出資だけでなく、労務出資も可能。1ユーロの資本金でも設立が可能であり、小規模の企業に適する。ドイツの GmbH や日本の従来の有限会社に相当する会社。
株式会社	société anonyme (SA)	株主は出資額の限度で責任を負う。7名以上の社員（出資者）により設立。最低資本金額は37,000ユーロ。金銭出資、現物出資だけであり、労務出資は不可。取締役会が選出した社長が経営・管理業務を行う「取締役会設置株式会社」と、執行役会が経営業務を行い監査役会が監督業務を行う「執行役会設置株式会社」がある。
簡素型株式会社	société par actions simplifiée (SAS)	1994年の商法改正で導入。株主は出資額の限度で責任を負う。1名以上の社員（出資者）により設立。最低資本金額は37,000ユーロ。金銭出資、現物出資だけであり、労務出資は不可。「株式会社」よりも組織運営についての法規制が少ない。但し、「株式会社」と異なり、公募による新株発行はできない。
合名会社	société en nom collectif (SNC)	社員（出資者）は、出資額にかかわらず、会社債権者に対して無限連帯責任を負う。2名以上の社員（出資者）により設立。金銭出資、現物出資だけでなく、労務出資も可能。最低資本金額は定められていない。
単純合資会社	société en commandite simple (SCS)	無限責任社員は、出資額にかかわらず、会社債権者に対して無限連帯責任を負う。有限責任社員（2名以上）は、出資額の限度で責任を負う。

¹⁵ 滝沢・前掲書 303頁。

¹⁶ 『フランス暮らしと仕事の法律ガイド』（永澤亜季子著、勁草書房、2012年）170頁以下を参照。

株式合資会社	société en commandite par actions (SCA)	1名以上の無限責任社員と、3名以上の有限責任社員で構成される。最低資本金額は 37,000 ユーロ。
--------	---	--

フランスで最も多く設立されているのは「有限会社 (SARL)」(約 80%) である。また、従来、「株式会社(SA)」もよく利用されてきたが、最近ではむしろ、「簡素型株式会社(SAS)」の方がよく利用されている (例えば、多国籍企業がフランスに子会社を設立する場合)。

V 民事訴訟法

大審裁判所での民事訴訟手続においては、弁護士強制主義が採られており、弁護士の選任が必須となっている。召喚状の送達及び事前手続を経て、口頭弁論が開かれる。弁論期日は、通常、法廷において 1 日だけ行われる。フランスの民事訴訟手続においては、書証が重視され、人証の取調べが行われることは少ない。鑑定はよく利用されている。

日本の「間接強制」の制度は、フランスの「アストラント」(astreinte) の制度 (債務の履行の遅延につき、例えば 1 日あたり一定額の支払いを裁判所が債務者に義務付ける間接的強制) を参考に導入された。

なお、日本の「仮の地位を定める仮処分」と似た制度として、「レフェレ」(référé) がある。これは、本案訴訟前に、通常、1 回の弁論期日で審理を行い、迅速に発令されるものであり、活用されている。

弁護士 (avocat) は、法律問題についての助言、法律文書の作成のほか、コンセイユ・デタ及び破毀院以外の裁判所において訴訟手続への立会い・弁論等を行うことができる。また、自己の所属弁護士会のある大審裁判所の管轄地域内において、訴訟代理人として訴訟文書の作成等を行うことができる。また、「コンセイユ・デタ及び破毀院弁護士」(avocat au Conseil d'État et à la Cour de cassation) とは、弁護士としての一定の経験と年齢を条件に、コンセイユ・デタ及び破毀院における当事者代理、訴訟書類作成、弁論等の職務を行うことが認められた弁護士である。

VI 刑事法

フランスの刑法は、罪刑法定主義、残虐な刑罰の禁止等、近代刑法の諸原則が取り入れられたものとして、諸外国にも大きな影響を与えてきた (ボアソナードを通じて、日本の旧刑法にも大きな影響を与えた)。犯罪は、重罪 (crime)、軽罪 (délit)、違警罪 (contravention) の 3 種に区別されており、刑罰、裁判管轄及び手続に差異が設けられている。フランスでは、従来、斬首による死刑執行が行われていたが、1981 年に死刑が廃止された。

フランスの刑事訴訟手続においては、検察官がその裁量により起訴するか否かを決定するという「起訴便宜主義」が採用されている。約7割の事件が起訴猶予により終了しているといわれている¹⁷。被害者は、刑事訴訟手続において同時に加害者に対して損害賠償を請求すべく附帯私訴（*délit civil*）を申し立てることができる。

また、フランスでは、「予審制度」（*instruction préparatoire*）が採用されている。即ち、大審裁判所の予審判事は、被疑者への尋問や証拠の取調べ等を行い、公訴提起の可否につき審理を行い、管轄裁判所（重罪事件の場合は、控訴院重罪公訴部）へ送致をするか否かを決定する。

公訴が提起されると、公判が開かれる。原則として、弁護士代理は必須ではないが、重罪院では弁護士代理が必須である。重罪院及び少年重罪院では、一般国民から選出された者と裁判官が共に審理を行う参審制が採られている。

VII 参考資料

以上、フランス法の概要を簡単に紹介したが、フランス法については、ドイツ法に匹敵するほどの多くの日本語の文献・論文等が、さまざまな法分野において公表されている。フランス法の概説書としては、『フランス法 第4版』（滝沢正著、三省堂、2010年）等がある。しかしながら、日本法とは大きく異なる制度や、日本法ではあまり馴染みのない制度が多いため、日本法を学んだ者にとっては、フランス法を明確に理解することには困難な面があることも事実である。

また、フランスの法律用語は、日本のそれとは定義や範囲等が異なることが多く、「1対1」対応とはなっていないことも多い。従って、フランスの法律用語を日本語に翻訳する場合、翻訳者の個性が色濃く反映される。フランス法に関する日本語の文献を参照する場合、その著者又は翻訳者の翻訳方法を確認するとともに、必要に応じて、フランス語の元の表現（原語、原文）を確認することが極めて重要である。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.40 No.11』（国際商事法研究所、2012年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第2回 フランス」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

¹⁷ 「フランス共和国の司法制度」（司法制度改革審議会 第5回（平成11年10月26日開催）配付資料）

www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/pdfs/dai5gijiroku-2.pdf